

教育改善のためのFDガイドライン

平成29年6月12日 教務委員会決定
平成31年4月8日 改正 教務委員会
令和3年11月15日 改正 教務委員会

「長崎大学ファカルティ・ディベロップメントに関する申合せ」における教育改善のためのFDガイドラインを定める。

1. 趣旨

「長崎大学ファカルティ・ディベロップメントに関する申合せ」の目的は、「長崎大学FDは、本学の理念及び各学部、各研究科その他の全学的組織の掲げる教育理念をより良く実現するべく、教育改善のための支援を行い、本学における教育・学習効果を最大限に高めていくことを目的とする。その際、計画－実施－点検・評価－改善からなる教育マネジメントサイクルを重視するものとする。」とされており、以下に申合せで掲げられる内容の具体例について示す。

2. 内容

大学設置基準第25条の3「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする」に準ずる以下の内容で実施する。

- (1)教員の教育活動に関するもの
- (2)カリキュラムの改善に関するもの
- (3)教育の組織的改善に関するもの
- (4)その他教育改善に関するもの

上記の具体的例は別紙のとおりとする。

3. 実施にあたっての留意事項

FDの実施にあたっての留意事項を以下に示す。

- (1)FD参加者の受付管理を行うこと。
- (2)実施した内容が教育内容・方法の充実・改善に繋がったかどうかを検討すること。
- (3)実施結果に基づき、取組内容の改善を図り、検討結果と改善方策を組織的に共有して継続的な改善に繋がるよう留意すること。

(別紙)

1. ファカルティ・ディベロップメント (※)

(※) ファカルティ・ディベロップメント (以下、「FD」という。)とは、教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な研修または研究の総称で、大学設置基準第25条の3において、大学における義務とされています。

- a 教員相互の授業参観や授業評価
- b 自大学の学生や自大学への入学志願者に対する理解を深めるためのワークショップ
- c プログラムとしての学士課程教育の構築を目的としたワークショップまたは授業検討会
- d アクティブ・ラーニングを推進するためのワークショップまたは授業検討会
- e 教育方法改善のためのワークショップまたは授業検討会 (主な目的がb～dに該当するものは除く)
- f 教材作成, 教育システム利用のための講習会等
- g 授業コンサルテーション
- h 研究倫理に関する研修会等
- i 新任教員を対象とした研修会等
- j 実務経験を有する教員を対象とした研修会等

(※) ここでは採用・転入により、新たに本学の本務教員となった教員全てを「新任教員」とします。

大学における教育内容等の改革状況調査 (文部科学省高等教育局大学振興課) 参考